

楽しい給与計算への項目追加方法



Dental



Medical

P1

税務トピックス

税制改正

～基礎控除・給与所得控除の見直しと家計への影響～



Dental



Medical

P2

労務トピックス

2026年4月開始！

「子ども・子育て支援金制度」について



Dental



Medical

P3

医療機関ホームページへの「施設基準」掲載が義務化されています（2025年6月1日施行）



Dental



Medical

P4

労働保険申告についてのご案内



Dental



Medical

P5

P6

日本クリアス税理士法人グループ サービスのご案内



Dental



Medical

P7

楽しい給与計算への項目追加方法

Q 2024年度診療報酬改定において新たに設けられた、医療機関スタッフの賃金改善を目的とする「外来・在宅ベースアップ評価料」を2026年3月1日から適用するため施設基準届出を行いました。実際の「楽しい給与計算ソフト」では、賃金改善分をどのように追加入力すればよいでしょうか。

A 今までの基本給、各種手当とは明確に区別ができるように「ベア評価料手当」「ベースアップ手当」や「賃金改善手当」という名称で支給項目を追加して対応しましょう。実際の手順は以下の通りです。

1 楽しい給与計算の【その他メニュー】から設定を行います

利用するメニューのボタンを押してください。

ご案内
終了時には必ず終了するボタンを押してください。

給与計算 令和8年2月
給与計算をする >>

賞与計算 令和8年1回目
賞与計算をする >>

その他メニュー
その他のメニュー
※事業所情報、従業員情報、過去の給与情報などのメニューが用意されています。

2 事業所情報をクリック

その他のメニュー-TOP

事業所情報

事業所情報

従業員情報

従業員の追加
従業員一覧
標準報酬月額の一括設定
住民税の一括設定
並び替え

4 賞与での支給も行う場合は、・・・

給与の項目名

給与	出勤日数	欠勤日数	有休日数	有休残日数	項目を追加	項目を追加
基本給	時間外手当	ベースアップ手当	項目を追加	項目を追加	項目を追加	項目を追加
健康保険料	介護保険料	厚生年金等	雇用保険料	所得税	住民税	年末調整

賞与の項目名

賞与	項目を追加	項目を追加	項目を追加	項目を追加	項目を追加
ベースアップ手当	項目を追加	項目を追加	項目を追加	項目を追加	項目を追加

3 給与の項目名の「支給」欄にある空白に追加したい手当名称を入力する

給与の項目名

支給	出勤日数	欠勤日数	有休日数	有休残日数	項目を追加	項目を追加
健康給	時間外手当	ベースアップ手当	快読税	控読税	控読税	控読税
健康保険料	介護保険料	厚生年金等	雇用保険料	所得税	住民税	年末調整

ベースアップ手当

非課税

項目を追加

非課税にはチェックを入れない

5 ページ最下部の【保存する】をクリックする

給与の項目名

給与	出勤日数	欠勤日数	有休日数	有休残日数	項目を追加	項目を追加
健康給	時間外手当	ベースアップ手当	快読税	控読税	控読税	控読税
健康保険料	介護保険料	厚生年金等	雇用保険料	所得税	住民税	年末調整

■ 各種情報の設定

高次設定
 給与
 賞与
 非課税
 非課税
 非課税

給与明細の表示
 給与
 賞与
 非課税
 非課税
 非課税

給与計算期間
 給与
 賞与
 非課税
 非課税
 非課税

給与計算期間
 給与
 賞与
 非課税
 非課税
 非課税

■ 給与計算ファイル (全額ソフト)

保存する

6 給与明細への表示例を明記

氏名 霞が関太郎 様 霞が関内科医院

令和8年3月給与明細書 支給日: 令和8年3月25日

勤怠	有休残日数						
勤怠	12						
支給	基本給	250,000	時間外手当		ベースアップ手当	1,350	
控除	健康保険料	59,955	介護保険料	9,620	厚生年金等		雇用保険料
					所得税	1,382	住民税
						3,640	10,000
合計	支給合計額	251,350	控除合計額	84,597	差引支給額	166,753	累計課税支給額
							251,350

2025年12月26日、2026年度（令和8年度）税制改正大綱が閣議決定されました。

今回の改正では、長引く物価上昇を背景に、所得税の負担を調整するための見直しが盛り込まれています。

特に注目されているのが、すべての納税者に関係する「基礎控除」と、給与所得者に適用される「給与所得控除」の拡大です。※2025年12月26日発表の内容です。今後内容が変更される可能性がございます。

■なぜ今、控除が見直されるのか

近年、食料品や光熱費など生活必需品の価格が上昇し、実質的な生活負担は増加しています。

一方、所得税の控除額は長期間据え置かれており、結果として「物価は上昇しているのに、税負担だけが重く感じられる」状況が続いていました。今回の税制改正は、こうした状況を踏まえ、「最低限の生活費には課税しない」という税制の原則を改めて確保することを目的として実施されます。

■基礎控除の拡大 — すべての方に影響があります

基礎控除は、納税者全員に適用される控除であり、税制の土台ともいえる制度です。

令和8年分からは、以下に見直され、最大で104万円まで控除額が拡大します。

基礎控除（本則）：58万円 → 62万円

特例加算：37万円 → 42万円

これにより、中低所得層を中心に、課税所得が減少し、税負担の軽減が期待されます。



■給与所得控除の拡大 — 給与所得者の実態に即した調整

給与所得控除は、会社員やパート・アルバイトなどの給与所得者が受けられる控除です。所得税の課税対象となる「給与所得」を算出する際に適用されます。

最低保障額：65万円 → 69万円

令和8・9年分は特例として+5万円（合計74万円）

となり、特に年収が比較的低い給与所得者ほど恩恵を受けやすい設計となっています。

■所得税がかからない「178万円の壁」とは？

基礎控除と給与所得控除を合算すると、年収178万円までは所得税がかからない仕組みになります。これは、従来の160万円から18万円引き上げられたもので、パート・アルバイトの方／学生／副収入のある方にとって、働き方や収入調整を考えるうえで重要なポイントとなります。

※なお、社会保険の加入基準（106万円・130万円）とは別制度である点に注意が必要です。

■年収別に見た税負担の変化（目安）

今回の改正で課税所得が一律18万円減少するため、税率に応じて次のような減税効果が見込まれます。

年収区分	減税額
150～160万円	0円
170万円	約5,000円
178万円	約9,000円
200万円以上	約12,000円

「子ども・子育て支援金制度」は、少子化対策を加速させるための財源を確保し、子ども・子育て世帯への支援を社会全体で支える仕組みとして、創設されました。2026年4月保険料（5月納付分）より、一般保険料・介護保険料とあわせて徴収されます。

また、国民健康保険や医師国保に加入している歯科医院・クリニックの院長も拠出対象となります。

■子ども・子育て支援金制度とは

2026年4月保険料（5月納付分）より一般保険料・介護保険料とあわせて徴収されます。



■子ども・子育て支援金の用途

拠出された支援金は、子どもや家庭を支援するさまざまな制度・給付の強化に充てられます。
【支援金の支援内容】

子ども誰でも通園制度(概要)		子育て支援の拡充	
就労要件	0歳 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳 6歳	児童手当の拡充 (R6.10から支給開始)	所得制限撤廃、高校生まで延長、第3子以降3万円
あり	保育所、認定こども園等	妊婦10万円給付 (R7.4から支給開始)	妊娠・出産時に合計10万円給付
なし	子ども誰でも通園制度 【月10時間通園できる】	育休手取り10割 (R7.4から支給開始)	両親が育休取得した場合に手取り10割相当支給
	幼稚園	時短勤務給付 (R7.4から支給開始)	育児中に時短勤務をする場合に時短勤務時の賃金の10%を支給
	小学校	子ども誰でも通園制度 (R8.4から給付化)	保育所等に通っていないこどもの保護者が月10時間利用可能
令和6年度	令和7年度	令和8年度	国年育児中保険料免除 (R8.10から制度開始)
○ 試行的事業 ※118自治体実施	○ 法律上制度化 ※自治体の判断で実施 ※259自治体実施予定	○ 法律に基づいた新たな給付制度 ※全自治体で実施	フリーランスの方の育児期間中の年金保険料免除

子ども家庭庁HP (<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkin/faq#q3>) より

■子ども・子育て支援金の負担額について

子ども・子育て支援金制度は、加入する医療保険制度ごとに保険料が決められます。2026年度の負担率0.23%からスタートし、2028年度には0.4%程度に段階的に上がる見込みですが、健康保険料や介護保険料のように、将来にわたり右肩上がりが増え続けるものではないとされています。

一人あたりの負担額：標準報酬月額 × 支援金率 = 毎月の負担額

■標準報酬月額が28万円の場合（令和8年度）

28万円 × 0.23% = 644円 / 月

原則：会社と折半

事業主負担
322円

被保険者負担
322円

※健康保険制度や厚生年金保険制度と同様、賞与からも徴収されます。

子ども・子育て支援金制度の創設により、保険料額表も改定されています。給与計算において影響があるため、切り替えのタイミングについてご不明な点がありましたら、弊法人担当者までご連絡ください。



医療機関ホームページへの「施設基準」掲載が義務化されています（2025年6月1日施行）

2024年度診療報酬改定に伴い、医療機関が届出を行っている施設基準等の情報について、ホームページへの掲載が義務化されました。本制度は、2024年3月27日付で厚生労働省から通知され、一定の経過措置（準備期間）を経て、2025年6月1日から本格的に施行されています。

これまで、施設基準や明細書発行体制、保険外負担に関する事項等については、「院内掲示」で対応している医療機関が大半でした。しかし今回の改定では、患者がオンライン上でも必要な情報を確認できるようにすることが求められており、院内掲示だけでは不十分とされています。

制度の概要と対象となる医療機関

今回の義務化の対象となるのは、自ら管理するホームページを有している保険医療機関です。内科・歯科・調剤・訪問看護を含め、ホームページを開設している場合には、原則として対応が必要となります。一方で、ホームページを保有していない医療機関については、従来どおり院内掲示のみで足りるとされています。

なお、ホームページへの掲載については、2025年5月31日までが経過措置期間とされており、この期間内に対応を進めることが求められていました。

「施設基準の掲載」とは何を意味するのか

「施設基準を掲載する」と聞くと、単に名称を並べればよいと誤解されがちですが、厚生労働省の通知では、患者にとって分かりやすい形での情報提供が求められています。

具体的には、地方厚生（支）局へ届け出ている施設基準や加算について、その届出により患者がどのような医療サービスを受けられるのか、明細書の発行状況、保険外負担の内容や金額などを、ホームページ上で確認できる状態にしておく必要があります。

確認したいポイント

対応にあたっては、まず自院のホームページに以下の点が掲載されているかを確認しましょう。

施設基準や各種加算に関する記載があるか

- ・現在算定している内容と、ホームページの記載が一致しているか
- ・過去に算定していたが、現在は算定していない項目が掲載されたままになっていないか

特に、ホームページを「一度作ってそのまま」にしている場合は、実態と記載内容にズレが生じているケースも少なくありません。

注意が必要な医療機関の例

次のような医療機関では、特に注意が必要です。

- ホームページ制作から2年以上経過し、定期的な更新を行っていない
- ホームページ制作会社との契約がスポット対応のみで、更新依頼の体制が整っていない
- 施設基準の届出内容を把握している職員が限られている
- 近々ホームページのリニューアルを検討している

このような場合には、現行の制作会社が診療報酬改定を把握したホームページ制作が可能なのかという点を含めて整理する必要があります。



掲載漏れによるリスク

施設基準の未掲載は、単なる形式的な問題にとどまらず、個別指導での指摘や、患者とのトラブルにつながる可能性があります。施設基準の告知がないまま一部負担金が増加した場合、患者から説明不足として指摘を受けるケースも考えられます。

今回の制度は、医療の透明性を高め患者との信頼関係を築くための取り組みともいえます。本格的に施行されてから8か月を経過しますが、未対応の医療機関ホームページも多数見受けられます。

自院のホームページに必要な掲載がなされているか、今一度確認してみたいでしょうか。

労働保険申告についてのご案内

労働保険申告書作成の請求について

従来、当グループの社会保険労務士法人では、労働保険の年度更新申告書の作成をはじめ、スタッフの社会保険加入・雇用保険加入等のスポット業務を担当させていただいております。ご請求につきましては、これまで税理士法人が代行して一括で口座振替を行ってまいりました。

現在、士業（税理士、社労士、弁護士）それぞれの専門領域における独占業務において、法令遵守と実施主体と請求主体の整合が一層厳格に求められています。

このような状況を踏まえ、弊法人では今回の労働保険年度更新（申告書作成）より、当該業務のご請求を社会保険労務士法人から行わせていただく運用へ変更させていただきます。

何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

具体的には

- ①口座振替依頼書のご提出をお願いします。
- ②毎月12日に税理士法人と社会保険労務士法人の口座振替2つが実施されます。通帳への表記が2行になります。

■口座振替依頼書のご提出をお願いいたします。

今回一緒にお送りしております「口座振替依頼書」に必要な事項を記入及び銀行印の押印をお願いいたします。同封の返信用封筒にて返送をお願いいたします。

返送期限：2026年4月17日(金)

FAX、メール等での返信は受付できませんので、必ず期限までに返送をお願いします。

■屋号が付いている場合は屋号も明記してください。
 ■法人の場合は代表者氏名の前に役職（理事長など）を付してご記入ください

月 日

銀行 御中
 金庫 組合

ファイネット

私は、右記の収納企業から請求された金額を私名義の下記預金口座から、預金口座振替によって支払うこととしたいので、全口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納企業名 三菱UFJファクター株式会社 (収納代行会社)	
-------------------------------------	--

【フリガナ欄 注意事項】
 ・法人の場合、「株式会社は(カ)、有限会社は(コ)」等と略語でご記入ください。(預金者名欄は略さずご記入下さい。)
 ・左づめで記入し、濁点、半濁点、1字分に振ってください。個人名義の場合、姓と名の間には1字空けてください。

フリガナ	ゆづりや銀行以外の金融機関					金融機関 お届け印
①フリガナ	預金者名	④支店名	⑤預金種目	⑥口座番号	⑦金融機関 お届け印の捺印	
②預金者名	銀行 金庫 組合	支店	預金種目 (どちらか)	口座番号 (数字のみを右づめでご記入ください)	お届け印の捺りや印鑑不鮮明で筆跡が戻るケースが多く発生されます。印鑑は必ず確認のうえ鮮明に捺印してください。	
③銀行名	銀行番号	店番号	1. 普通 2. 当座			
コード				振替日 6日・12日・20日・26日・27日・月末日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)		

— 預金口座振替規定 —

1. 銀行、金庫、組合等(以下銀行という)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引渡しの上支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の提出はしません。 2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を送却していただきたくありません。 3. この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。 4. この預金口座振替について十分に協議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行には差支をかけません。	(不備返却事由) 1. 預金取引なし 3. 印鑑相違 2. 記載事項等相違 4. 印鑑不鮮明 (店名、預金種目、口座番号、) 5. 該当口座なし (口座名義) 6. その他 (備考)
--	--

お手紙の通信欄に記入する(社内用紙に正確にご記入) (金融機関印)

※口座振替依頼書のご提出が無い場合は、労働保険申告書作成のお引受ができませんので、労働保険の申告書作成をご依頼の場合は必ずご提出ください。

※既に社会保険労務士法人の口座振替手続きが完了しているお客様には用紙は同封しておりません。

労働保険申告書作成の申し込み及び費用について

申込書、口座振替依頼書の提出

: 2026年4月17日(金)

申告書アクセスコードの共有 : 申告書が届き次第速やかに

申告書の郵送提出 : 2026年6月10日(水)

4月17日(金) までに申込書、口座振替依頼書の提出をお願いします。申告書作成を弊法人に依頼される場合は、6月10日までに申告書をお送りください。

2026年度の労働保険年度更新は、2026年7月10日(水)までとなっております。2026年7月10日(金)までの間に前年度の確定保険料、当年度の概算保険料を計算し、申告・納付を行います。労働保険料の算定方法は、2025年4月1日から2026年3月31日までに支払われた賃金総額に、保険料率を乗じた額が保険料となります。詳しくは下記の一覧表をご参照ください。(税込)

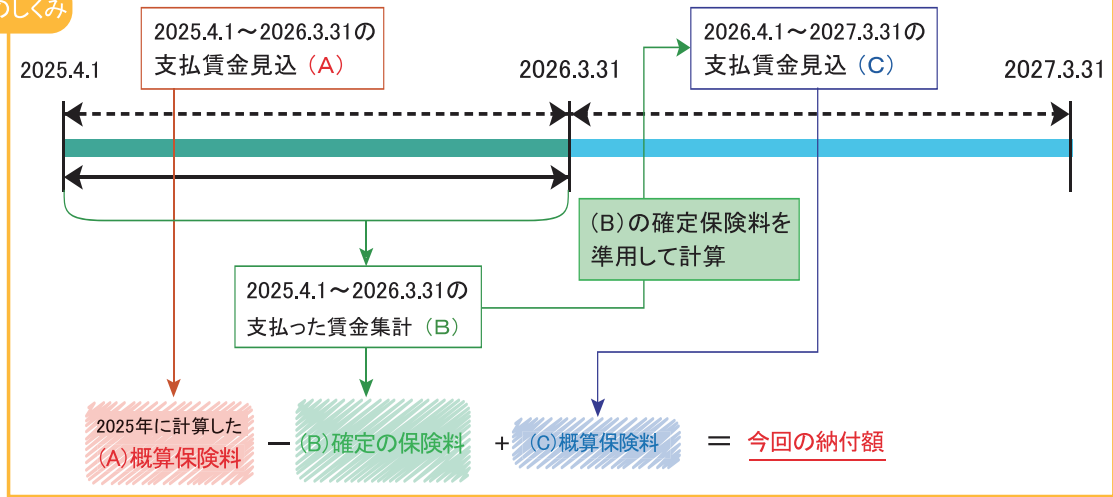
費用一覧	①	②	③
	弊法人が申告書作成	弊法人が資料作成、労働保険組合等に提出	歯科医院・クリニックが計算、弊法人でチェック
1名	4,950円	4,950円	4,950円
2名			
3名			
4名	6,600円	6,600円	6,600円
5名	8,250円	8,250円	8,250円
1人増ごとに	1,650円	1,650円	1,650円

(注) 人数とは常時使用労働者数(申告書④欄)をいいます。

(注) 別途見積書で料金をお知らせしている場合は、そちらでの請求となります。

※ご自身で計算して申告する場合は、申告期限 7月10日(金)に間に合うようにご準備ください。

計算のしくみ



■アクセスコード情報の共有について

2026年5月下旬から労働保険局から申告書がお手元に届きます。

届きましたら、速やかに申告書右上に記載の「アクセスコード」を弊社へ共有いただきますようお願いいたします。

アクセスコードは電子申請を行う際に必要な情報となり、申告書作成開始に必要なになりますため、申告書を郵送するよりも前に、PDF又は写真メール等で番号を共有いただきますようお願いいたします。

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759 石橋建設株式会社 一般拠出金

32701

提出用 08 E 0167542
EA113803550838
3VA11380167542#

あて先 〒102-8307
千代田区九段南1-2-1
九段第3合同庁舎12階
東京労働局 9mnoywko

労働保険特別会計歳入徴収官

日本クレアス税理士法人グループ サービスのご案内

当グループでは、会計・税務のみでなく、お客様の企業活動に必要なサービスをワンストップで提供いたします。お客様から良くお問い合わせいただくサービスが、どの法人での業務なのかご案内します。

税理士法人 税務・会計・経営に関するサービス



日本クレアス
税理士法人

税務・会計

- 月次顧問、月次の試算表作成
- 法人税、所得税、消費税、相続税、贈与税等の申告
- 医療法人設立支援
- 医療法人の事業報告書、経営状況の報告の作成及び提出
- MS法人の設立・運営に関するご相談
- 資金繰り・金融機関対応のサポート
- 事業承継・相続・将来を見据えた税務対策 など

社労士法人 人事・労務に関するサービス



日本クレアス
社会保険労務士
法人

労務・人事

- 給与計算・賞与計算
- 社会保険／労働保険の各種手続
 - ↳ 事業所の新規適用
 - ↳ 従業員の取得・喪失・月額変更等
- 賞与支払届・算定基礎届の作成・提出
- 就業規則、各種規程の作成および見直し
- 非常勤職員、シフト勤務等の労務管理のご相談
- 労働基準監督署の調査の対応
- 年金事務所の社会保険調査の対応
- 人事・労務に関する相談
- 労務トラブルに関する初期相談
- 労務・人事デューデリジェンス、労務コンプライアンス調査
- キャリアアップ助成金等の申請支援

弁護士法人 法務・リスク管理に関するサービス



日本クレアス
弁護士法人

法務・契約

- 各種契約書の作成・チェック（雇用契約書、業務委託契約書等）
- 患者とのトラブル対応
- 労務トラブルに関する法的対応（解雇、未払い残業代、ハラスメント対応等）
- クリニック承継・M&Aに関する法務支援 など

税務・労務・法務を個別に依頼する必要はなく、内容に応じてグループ内で連携し、適切な専門家が対応いたします。「これはどこに相談すればいいの？」という段階から、まずは弊法人担当者までお気軽にご相談ください。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 402 号

発行日：2026年4月5日

発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

URL：<https://creas-med.com>

お問い合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245

WEB版 CLIENT
閲覧パスワード

creas



日本クレアス税理士法人 医療事業部 東京本社

〒100-6033 東京都千代田区霞が関 3丁目2番5号 霞が関ビルディング 33階

電話（代表）：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

その他

東京中野本部、千葉本部、高崎本部、富山本部、高岡本部、大阪本部、北大阪本部、
神戸三宮本部、福山本部、宮崎本部

グループ
企業

日本クレアス税理士法人 | 日本クレアス社会保険労務士法人 | 日本クレアス弁護士法人
日本クレアス行政書士法人 | 株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング
株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A | 株式会社日本クレアス財産サポート
株式会社日本クレアス BPO サポート



@j_creas



@j_creas_

